

バス・タクシーの運賃を一部助成します！



◀令和6年度変更点▶

- ①助成券交付対象者に、妊産婦を追加しました。
- ②1乗車あたりの使用上限を撤廃しました。
- ③利用範囲に「新白河駅」を追加しました。

◇助成対象者（白河市内に住民登録があり、次のいずれかに該当する方）

- ① 運転免許証を所持していない、令和7年3月31日までに 75歳以上 となる方
- ② 運転免許証を所持していない、障がい者手帳をお持ちの方
- ③ 母子健康手帳の交付を受けた方（妊産婦）のうち下記の期間内の方
(③-1) 母子健康手帳を交付された日から出産日まで
(③-2) 出産日から出産した子の1歳の誕生日（令和6年4月1日～令和7年3月31日）まで
※申請時に母子健康手帳をお持ちください。1歳の誕生日を含む年度末まで申請可能です。
※年度内1人1回限りの交付です。助成券の再交付はありません。

◇利用期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

◇助成内容



バス・タクシーの運賃を一部助成する券を交付します。

※乗降場所のいずれかが「白河市内」又は「新白河駅」であれば、他町村への移動にも利用できます。

助成券交付枚数 100円助成券 × 120枚 (12,000円分)

助成額

運賃の2分の1

※算定した額に100円未満の端数がある場合は、切り上げた額

利用できる
交通機関等

- ・路線バス、コミュニティバス（こみねっと・大信自主運行バス）
- ・タクシー（白河観光交通・光タクシー・東タクシー）
- ・予約型乗合タクシー（実証実験含む）
- ・サポートパス(コミュニティバスの年間定期券)の購入

◇交付申請窓口

『市役所本庁舎総合案内』又は『各庁舎地域振興課』